

## ・平成29年度報酬改定対応について

平成29年報酬改定では、処遇改善加算の介護職員処遇改善加算の拡充が行われています。

### 1. 処遇改善加算について

平成29年4月から、**介護職員処遇改善加算**は

→ “加算Ⅰ” (新規)

“加算Ⅰ” → “加算Ⅱ”

“加算Ⅱ” → “加算Ⅲ”

“加算Ⅲ” → “加算Ⅳ” (“加算Ⅲ” の90%)

“加算Ⅳ” → “加算Ⅴ” (“加算Ⅲ” の80%)

に変更になりました。

#### (1) 事業者登録

処遇改善加算の新しい“加算Ⅰ”は、自動では変更されません。

新しい“加算Ⅰ”を算定するなど、処遇改善加算の変更がある事業所は、サービス内容の変更で平成29年4月1日～の履歴を作成して、新しい処遇改善加算を設定してください。

登録モード  
変更

事業者 フォーエヴァー障害児施設

サービス提供期間

有効期間開始日	有効期間終了日	開始日	終了日
平成29年04月01日	無期限	平成29年04月01日	無期限
平成27年04月01日	平成29年03月31日		

サービスごとの事業者名

サービス事業者名 フォーエヴァー障害児施設

サービス事業者カナ名 フォーエヴァー障害児施設

サービス種類

- <入所系>
  - 71:障害児入所支援
  - 72:医療型障害児入所支援
- <通所系>
  - 61:児童発達支援
  - 62:医療型児童発達支援
  - 63:放課後等デイサービス
  - 64:保育所等訪問支援
- <相談支援>
  - 55:障害児相談支援

サービスごとの選択  
主たる障害

- 63:放課後等主たる障害
- 重症
- 重症心身障害

福祉専門職付帯制

- 定員超過
- 職員欠加
- 児童発達支援付帯制

処遇改善加算 加算Ⅰ

保存 戻る

#### (2) サービス情報入力

事業者登録修正前にサービスを入力していた場合は、いったんサービスを削除して、入力し直してください。